

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年 7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地		学校法人同志社 理事長 水谷 誠 電話 075-251-3006					
主たる業種	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学)				細分類番号	8   1   6   1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	第1期計画と同様に、各校の実態を把握し、各校のレベルに応じた計画を実行していく。中でも使用量の大きな大学と女子大学を中心に削減計画に取り組み、法人全体として3%以上のCO2削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進委員会、省エネルギー推進専門部会						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,937.3 トン	14,579.9 トン	トン	トン	-2.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,937.3 トン	14,579.9 トン	トン	トン	-2.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	平成25年度から本格的に利用した同志社大学の施設が、2年目をむかえ、より利用が拡大したため、使用エネルギーが増大した。その結果、削減目標は3%を下回った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (学校面積268,008㎡×1/1000)	55.75	54.40			-2.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	平成25年度から本格的に利用した同志社大学の施設が、2年目をむかえ、より利用が拡大したため、使用エネルギーが増大した。その結果、原単位の削減目標は3%を下回った。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 パーセント	106.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	同志社大学今出川校地の教職員駐車場を廃止(継続中)					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	マイカー通勤の抑制が図られている					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	同志社大学ソーシャル・イノベーション研究センターにおいて、ソーシャルビジネスの研究を行っている。その活動の一つとして、『全国シンポジウム「市民が進める温暖化防止～クライメート・アクション・ナウ!～」(京都)』(2015年2月)を共催した。						
特記事項	原単位の母数を、計画書基準年度(25年度)では(267,945㎡×1/1000)としていました。今回は、報告第1年度(26年度)の数字(268,008㎡×1/1000)を記載しました。軽微な増加なので、影響は少ないと考えます。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。